

社会福祉法人べつかい柏の実会 特別養護老人ホーム清翠園

「ユニット型短期入所生活介護」(ショートステイ)重要事項説明書

＜令和6年8月1日改訂＞

当施設は介護保険の指定を受けています。
(北海道指定 第0174200634号)

当施設は利用者様に対して短期入所生活介護サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

◆◆目次◆◆

1. 施設経営法人	1
2. 利用施設	2
3. 居室の概要	2、3
4. 職員の配置状況	3
5. 当施設が提供するサービスと利用料金	3～7
6. 損害賠償について	7
7. 契約の終了について	7
8. 身元引受人について	7
9. 苦情の受付について	7
10. 事故発生時の対応	8
11. 非常災害対策	8
12. 身体拘束の廃止	8
13. 高齢者虐待防止のための対策	8
14. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について	8

1. 施設経営法人

- | | |
|-----------|------------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人べつかい柏の実会 |
| (2) 法人所在地 | 北海道野付郡別海町別海97番地9 |
| (3) 電話番号 | 0153-79-5111 (柏の実会事務局) |
| (4) 代表者氏名 | 永洞 貢 |
| (5) 設立年月日 | 平成10年6月22日 |

2. 利用施設

(1) 施設の種類 ユニット型短期入所生活介護事業所

平成27年11月1日指定

北海道 第0174200634号

※当施設は特別養護老人ホーム清翠園に併設されています。

(2) 施設の目的

要支援状態又は要介護状態にある利用者様に対し、可能な限り居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を送ることができるよう適切な短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスを提供することを目的とします。

(3) 施設の名称 特別養護老人ホーム清翠園

(4) 施設の所在地 北海道野付郡別海町別海西本町52番地2

(5) 電話番号 0153-75-2224

FAX 0153-75-2225

(6) 施設長（管理者）氏名 今野 健一

(7) 当施設の運営方針

要支援状態又は要介護状態の利用者様に対し、日常生活上の支援、機能訓練により心身機能の維持回復を図るとともに、家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。

(8) 開設年月日 平成27年11月1日

(9) 入所定員 10名

3. 居室の概要（居室を除き、「入所」の利用者様と共同でお使いいただきます。）

完全個室で、在宅に近い居住環境で、利用者様一人ひとりの個性・生活のリズムに沿い、また、他の利用者様との良好な関係を築きながら日常生活を送っていただけますよう設備を整えました。

ユニットの設備	室数	備考
居室（1人部屋）	10室	床頭台、ナースコール、洗面台完備
共同生活室	10室	1ユニットに1室
浴室	5室	2ユニットに1室、トイレ完備
トイレ	30室	1ユニットに3室

ユニット外の設備	室数	備考
相談室	2室	
特殊浴室	2室	機械浴等
医務室	1室	
理美容室	1室	
研修員室	2室	ご家族が希望される場合、2,000円／泊でご利用いただけます（寝具貸与含む）

☆居室の変更：利用者様から居室の変更希望の申し出があった場合、居室の空き状況により施設で検討します。また、利用者様の心身の状況により居室を変更する場合があります。

4. 職員の配置状況

当施設は短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>＊職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	員数	指定基準
1. 施設長（管理者）	1名	
2. 生活相談員	常勤換算1名以上	1名以上
3. 介護職員	常勤換算40名以上	31名以上
4. 看護職員	常勤換算3名以上	3名以上
5. 機能訓練指導員	常勤換算1名以上	1名以上
6. 介護支援専門員	常勤換算1名以上	1名以上
7. 管理栄養士	1名	1名以上
8. 医師（嘱託）	1名以上	必要数

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制
1. 医師	毎週火曜日 13：30～14：30 毎週木曜日 11：00～12：00
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早出 6：30～15：15 10名 日勤 10：00～18：45 20名 遅番 13：15～22：00 10名 夜勤 22：00～翌6：45 5名
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早出 7：30～16：15 1名 日勤 8：30～17：15 2名 遅番 9：30～18：15 1名
4. その他の職員	月～金曜日 8：45～17：30

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、利用者様に対して以下のサービスを提供します。

（1）サービスの概要

①食事

当施設では、管理栄養士の立てる献立により、栄養並びに利用者様の身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供します。食事はできるだけ離床して、食堂で食べていただけるように配慮します。

＜食事時間＞ 朝食 8:00～ 9:30
昼食 12:00～13:20
夕食 17:30～18:50

※食事時間は利用者様の心身の状況によって変更することがあります。

②入浴

週2回以上の入浴が可能です。身体の状況に応じて清拭となる場合があります。

③排せつ

排せつの自立を促すため、利用者様の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④日常生活上の世話

清潔で快適な生活が送れるよう適切な整容が行われるよう援助します。

⑤機能訓練

機能訓練指導員により、利用者様の心身の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

当施設が提供する上記サービスについて、利用料金が介護保険から給付されるサービスと利用料金の全額を利用者様に負担いただくサービスがございます。

(2) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第5条参照）

入浴、排せつ、日常生活上の支援、機能訓練について、所得額に応じて9割又は8割もしくは7割が介護保険から給付されます。

＜サービス利用料金（1日あたり）＞（契約書第8条参照）

下記の料金表によって、利用者様の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払いください。

（サービスの利用料金は、利用者様の要介護度に応じて異なります。）

ユニット型介護予防短期入所生活介護サービス費（基本料金）

	要支援1	要支援2
サービス利用料金	5,290 円	6,560 円
自己負担額（1割負担）	529 円	656 円
自己負担額（2割負担）	1,058 円	1,312 円
自己負担額（3割負担）	1,587 円	1,968 円

ユニット型短期入所生活介護サービス費（基本料金）

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
サービス利用料金	7,040 円	7,720 円	8,470 円	9,180 円	9,870 円
自己負担額 （1割負担）	704 円	772 円	847 円	918 円	987 円
自己負担額 （2割負担）	1,408 円	1,544 円	1,694 円	1,836 円	1,974 円
自己負担額 （3割負担）	2,112 円	2,316 円	2,541 円	2,754 円	2,961 円

＜加算料金について＞

当施設の利用に係り、基本料金の他、下記の加算料金をお支払いください。

- ①機能訓練指導体制加算 12 円／日
 - ②サービス提供体制加算Ⅱ 18 円／日
 - ③看護体制加算Ⅰ 4 円／日
 - ④看護体制加算Ⅱ 8 円／日
 - ⑤夜勤職員配置加算Ⅳ 20 円／日
 - ⑥緊急短期入所受入加算（7日間） 90 円／日
 - ⑦処遇改善加算Ⅲ 介護サービス費＋各種加算の 11.3%の額
- ※2割負担の方は、上記の加算料金に2を乗じた額となります。
- ※3割負担の方は、上記の加算料金に3を乗じた額となります。
- ※要支援（介護予防）の方は、③④⑤が加算されません。
- ※⑥について緊急でサービスを受けられた場合のみ加算されます。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者様の負担額を変更します。

（3）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第6条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者様の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

①食費

食材料費及び調理費について、実費相当額の範囲内で負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額のご負担となります。

住民税課税世帯の方（負担限度額のない方）	1,445 円／日
----------------------	-----------

②滞在費

ユニット型短期入所生活介護事業所として、滞在費を負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された滞在費の金額のご負担となります。

住民税課税世帯の方（負担限度額のない方）	2,066 円／日
----------------------	-----------

③特別な食事（酒類を含みます。）

利用者様のご希望に基づいて特別な食事を提供します（実費負担）。

④レクリエーション、サークル活動

利用者様のご希望により、レクリエーションやサークル活動に参加していただくことができます。 ※材料代が生じた場合、実費をいただく場合がございます。

⑤複写物の交付

利用者様は、サービス提供についての記録を閲覧いただけます。複写物を必要とする場合は、実費をご負担いただきます。

※利用料金：10円／枚（モノクロ）

⑥居室の電気料

各居室にテレビ、冷蔵庫を設置しております。ご利用される場合、30円／日をご負担いただきます。ただし、ご利用がない場合は電気料をいただきません。

⑦日常生活上必要となる諸費用

日常生活にかかる費用で、利用者様にご負担していただく場合があります。ご要望に応じ対応させていただき、実費をご負担いただきます。

（４）利用料金のお支払方法（契約書第８条参照）

前記（２）（３）の料金・費用は、月末締めで翌月上旬に請求書を発行いたしますので、末日までにいずれかの方法でお支払いください。（１ヵ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

ア．窓口での現金払い

イ．下記指定口座への振込み

「社会福祉法人べつかい柏の実会 理事長 永洞 貢」

①大地みらい信用金庫 別海支店 普通 1122575

②ゆうちょ銀行 九三八 普通 0254032

③道東あさひ農業協同組合 本所 普通 0035348

※口座名義はいずれも同じです。

（５）利用の中止、変更、追加（契約書第９条参照）

利用者様のご都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更若しくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、サービス開始日の前日までに事業者申し出てください。

サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者様の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用期間を利用者様に提示して協議します。

6. 損害賠償について（契約書第14条、第15条参照）

事業者が損害賠償責任を負う場合があります。

7. 契約の終了について（契約書第2条、第17条以下参照）

契約は原則として自動更新されます。

8. 身元引受人について（契約書第21条参照）

身元引受人は、本契約に基づく利用者の一切の債権を極度額50万円の範囲内で連帯してご負担いただきます。

身元引受人から請求があったときは、事業所に対する利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償等の額、利用者全ての債務額等の情報を提供します。

利用が終了した場合、身元引受人に利用者様の所持品をお引き取りいただきます。

※引渡しに係る費用が生じた場合、残置物引受人にご負担いただきます。

9. 苦情の受付について（契約書第22条参照）

（1）当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情担当窓口（担当者）

総務課長 0153-75-2224

○受付時間

月～金曜日 午前8：45～午後5：30

※また、ご意見箱をホールに設置しています。

（2）行政機関その他苦情受付機関

別海町役場福祉部介護支援課	所在地	野付郡別海町別海常盤町280番地
	電話番号	0153-74-9643（直通）
根室振興局保健環境部社会福祉課	所在地	根室市常盤町3丁目28番
	電話番号	0153-23-6914
北海道国民健康保険団体連合会	所在地	札幌市中央区南2条西14丁目
	電話番号	011-231-5161（代）

10. 事故発生時の対応

サービス提供時に事故が発生した場合、応急処置及び緊急受診等の必要な措置を講ずる他、ご家族及び関係機関へ遅滞なく報告いたします。

11. 非常災害対策

当施設では、非常災害その他緊急の事態に備え、あらかじめ防災計画を作成しております。その計画に基づき、年2回以上利用者様及び職員等の訓練を実施します。

12. 身体拘束の廃止（「身体拘束等行動制限についての取扱要領」より）

原則として、利用者様の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により身体拘束せざるを得ない場合、利用者様及びご家族へ十分な説明をするとともに、その態様、時間、理由及びその際の利用者様の心身の状況を記録いたします。

1 3 . 高齢者虐待防止のための対策

(1) 虐待の発生及び再発を防止するため下記に掲げる措置を講じます。

- ①虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について、従業者に十分に周知します。
- ②虐待の防止のための指針を整備します。
- ③従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施します。
- ④サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

1 4 . 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

【実 施 の 有 無】 無

ユニット型短期入所生活介護サービスの提供にあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

〈事業者〉

野付郡別海町別海西本町5 2 番地2

社会福祉法人べつかい柏の実会特別養護老人ホーム清翠園

施設長 今野 健一 印

説明者 印

私は、本書面に基づき事業者から重要事項の説明を受け、同意しました。

〈利用者〉

住所

氏名 印

〈身元引受人〉（署名代行者）

住所

氏名 印 （続柄 ）